

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 7 号

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和 3 9 年板橋区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 9 条第 1 項第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0 . 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4 . 0 キロワット以下のもの 年額 2 , 0 0 0 円

第 4 6 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 3 9 条第 1 項第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 3 9 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。